

町県民税の証明書発行について

平成30年度（平成29年分の所得）に関する町県民税の課税（所得）証明書は、町県民税の納付方法により、次のとおり発行を開始します。

交付申請の際には、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）を必ず持参してください。代理人が申請する場合には、原則、委任状が必要となります。ただし、同一世帯のご家族が申請する場合は、委任状は不要です。

発行開始日	該当する方
5月14日(月)	町県民税の全額が給与から天引きの方 (給与特別徴収者)
6月11日(月)	上記の給与特別徴収者以外の方 ・普通徴収（口座または納付書により納付）の方 ・年金特別徴収（年金から町県民税を天引き）の方 ・非課税の方

※平成30年1月1日時点で、町内に住所がある方が対象となります。

【問合せ先】 税務課 ☎ 029-240-7114（直通）

茨城町奨学金貸付けの募集について

卒業後、茨城町に定住する方は返済免除

茨城町教育委員会では、平成30年度から経済的理由により大学等での修学が困難な学生を対象に奨学金を貸付けます。この奨学金は、大学等を卒業後6か月以内に茨城町に定住を開始し、その後5年を経過した場合に返済を免除します。

○ 対象者

大学・短期大学・専修学校の専門課程に在学する者

○ 応募資格(以下のすべてに該当する者)

- 茨城町民、または茨城町民の子であること
- 人物及び学業ともに優れている者であること
- 経済的な理由により修学が困難と認められること
- 確実な連帯保証人及び保証人を選任できること



○ 募集人数・貸付金額等

募集人数：5人

選考方法：書類審査により選考（応募者多数の場合は小論文試験を実施します）

貸付金額：月額2万円（年額24万円）

貸付期間：在学する大学等の正規の修業期間

利息等：貸付利息は無利息（返済が滞った場合は所定の延滞利息を徴収します）

○ 返済方法

大学等を卒業後6か月経過後から10年以内に割賦にて返済

○ 募集期間

平成30年4月20日（金）～6月29日（金）

○ 申込方法

募集期間内に関係書類（奨学金貸付申請書等）を学校教育課窓口へ提出してください（提出書類、申込方法等、奨学金の詳細は、募集要項をご確認ください）。

○ 奨学金の返済免除

大学等を卒業後、6か月以内に茨城町に定住を開始し、その後5年を経過した場合に奨学金全額の返済を免除します。

募集要項及び申請書類は、茨城町駒場庁舎 学校教育課窓口で配布しています。

また、町ホームページでもダウンロードできます。

【申込み・問合せ先】 学校教育課 総務グループ ☎ 029-240-7121（直通）

茨城町駒場庁舎(茨城町駒場450)

軽自動車税の減免制度のお知らせ

心身に障害のある方が使用する軽自動車・二輪車などについて、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税の減免（免除）を受けられる制度があります。

減免の要件

身体障害者手帳などの交付を3月31日までに受けている方の通学・通院・通所もしくは、生業に専ら使用する車両で、次の要件を満たしているもの。

(1) 対象となる障害等級

- ①身体障害者手帳（下記の表をご参照ください）
- ②療育手帳（判定が有効期間内のもの・判定がAまたはA）
- ③精神障害者保健福祉手帳（判定が有効期間内のもの・障害等級が1級のうち、自立支援医療受給者証（精神通院）または医療福祉費受給者証（マル福）の交付を受けている方もしくは当該障害の治療のため通院されている方）

(2) 対象となる軽自動車等

- ①心身に障害のある方が使用する軽自動車
- ②心身に障害のある方のために、この方と生計を一にする方（同居家族等）が使用する軽自動車
- ③心身に障害のある方のために、常時介護する方が使用する軽自動車
※減免を申請できるのは、障害のある方一人につき、普通自動車を含めて一台に限ります。
※自動車税の減免手続きについては、水戸県税事務所へお問い合わせください。
(水戸県税事務所 ☎ 029-221-6605)

(3) 対象となる身体障害者の程度

●は障害のある方本人、生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合に対象

○は障害のある方本人が運転する場合に限り対象

障 害 の 区 分	身 体 障 害 者 手 帳					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	●	●	●	●		
聴覚障害		●	●			
平衡機能障害			●			
音声機能障害（こう頭摘出の場合に限る） （音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害）			●			
上肢障害	●	●				
下肢障害	●	●	●	○	○	○
体幹機能障害	●	●	●		○	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	●	●	●	●	●	●
心臓機能障害	●		●			
じん臓機能障害	●		●			
呼吸器機能障害	●		●			
ぼうこうまたは直腸機能障害	●		●			
小腸機能障害	●		●			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	●	●	●			
肝臓機能障害	●	●	●			

— 身体障害者手帳に複数の障害名が記載されている方について —

それぞれの障害の等級では、該当しない場合でも、併せて判定したときに上位の等級に該当し、対象となる場合があります。
（例）右下肢障害7級、左下肢障害7級などの場合は「下肢障害6級」と判定）

減免申請の手続き

(1) 申請期間

軽自動車税納税通知書が届いた日から納期限【5月31日(木)】まで

※軽自動車税の減免を受けるには、毎年申請が必要です。また、申請期限を過ぎた場合は、減免が受けられませんのでご注意ください。

(2) 必要書類

減免を受けようとする方は、次の書類を添えて税務課（1階6番窓口）へ申請してください。

- ①身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ②運転する方の運転免許証（コピー可）
- ③車検証（コピー可）
- ④軽自動車税納税通知書（支払う前のもの）
- ⑤印鑑
- ⑥マイナンバー確認書類（個人番号カード、通知カードなど）
- ⑦軽自動車税減免申請書（税務課窓口にあります）

※その他、障害の程度や使用目的により添付する書類があります。詳細は、お問い合わせください。

【問合せ先】 税務課 ☎ 029-240-7114（直通）